

九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉
設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4
号原子炉施設の変更）の概要について

平成 15 年 2 月

1. 変更申請の概要

(1) 申請者

九州電力株式会社

代表取締役社長 鎌田 迪貞

(2) 発電所名及び所在地

玄海原子力発電所

佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更申請に係る原子炉の型式及び熱出力

	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
型式	加圧水型原子炉	同 左	同 左	同 左
熱出力	約 1,650MWt (電気出力約 559MW)	同 左	約 3,423MWt (電気出力 1,180MW)	同 左

(4) 申請年月日

平成 14 年 10 月 30 日 (平成 15 年 2 月 6 日一部補正)

(5) 変更項目

- a. 気体廃棄物処理設備を共用化及び一部撤去する。また、液体廃棄物処理設備の一部を共用化する(1号及び2号炉)
- b. 雑固体溶融処理設備を設置する(1号、2号、3号及び4号炉)
- c. 使用済樹脂貯蔵タンクを共用化するとともに増設する(1号、2号、3号及び4号炉)
- d. 固体廃棄物貯蔵庫を増設する(1号、2号、3号及び4号炉)

(6) 工事計画

本申請案件に係る工事計画は第1表に示すとおりである。

(7) 変更の工事に要する資金の額及び調達計画

本申請案件に係る工事に要する資金は、合計約 130 億円である。
これについては、自己資金、社債及び一般借入金により調達する。

2. 変更の概要

- (1) 気体廃棄物処理設備の共用化及び一部撤去並びに液体廃棄物処理設備の一部共用化（1号及び2号炉）

気体廃棄物処理設備については、運用性向上等の観点から1号炉及び2号炉共用の運用とし、水素廃ガス処理設備については撤去する。

また、液体廃棄物処理設備の一部については、運用性向上等の観点から1号炉及び2号炉共用とする。

気体廃棄物処理設備の共用化後の概要図を第1図に、液体廃棄物処理設備の共用化後の概要図を第2図に示す。

- (2) 雑固体溶融処理設備の設置（1号、2号、3号及び4号炉）

玄海原子力発電所の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管している雑固体廃棄物を減容して搬出するために、新たに設置する建屋に雑固体溶融処理設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）を設置するとともに、雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を追加する。

雑固体溶融処理設備の概要図を第3図に示す。

- (3) 使用済樹脂貯蔵タンクの共用化及び増設（1号、2号、3号及び4号炉）

1号炉及び2号炉の使用済樹脂貯蔵裕度確保の観点から、3号炉及び4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクを1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用とし、3号炉及び4号炉原子炉補助建屋内に1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の使用済樹脂貯蔵タンクを増設する。

使用済樹脂貯蔵タンクの共用化及び増設に関する概要図を第4図に示す。

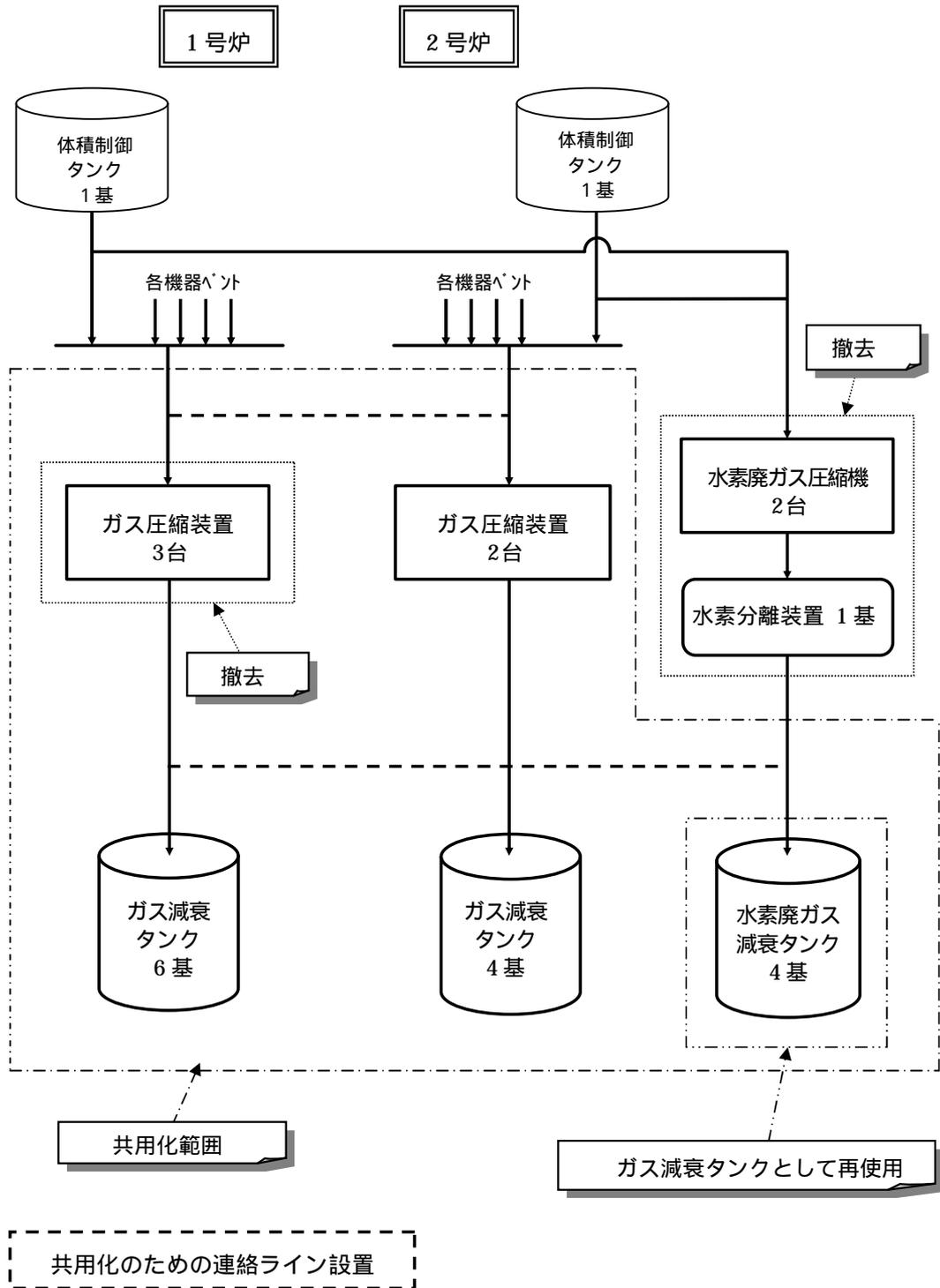
- (4) 固体廃棄物貯蔵庫の増設（1号、2号、3号及び4号炉）

玄海原子力発電所における固体廃棄物の貯蔵容量確保の観点から、貯蔵容量200λドラム缶約20,000本相当の固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）を増設する。

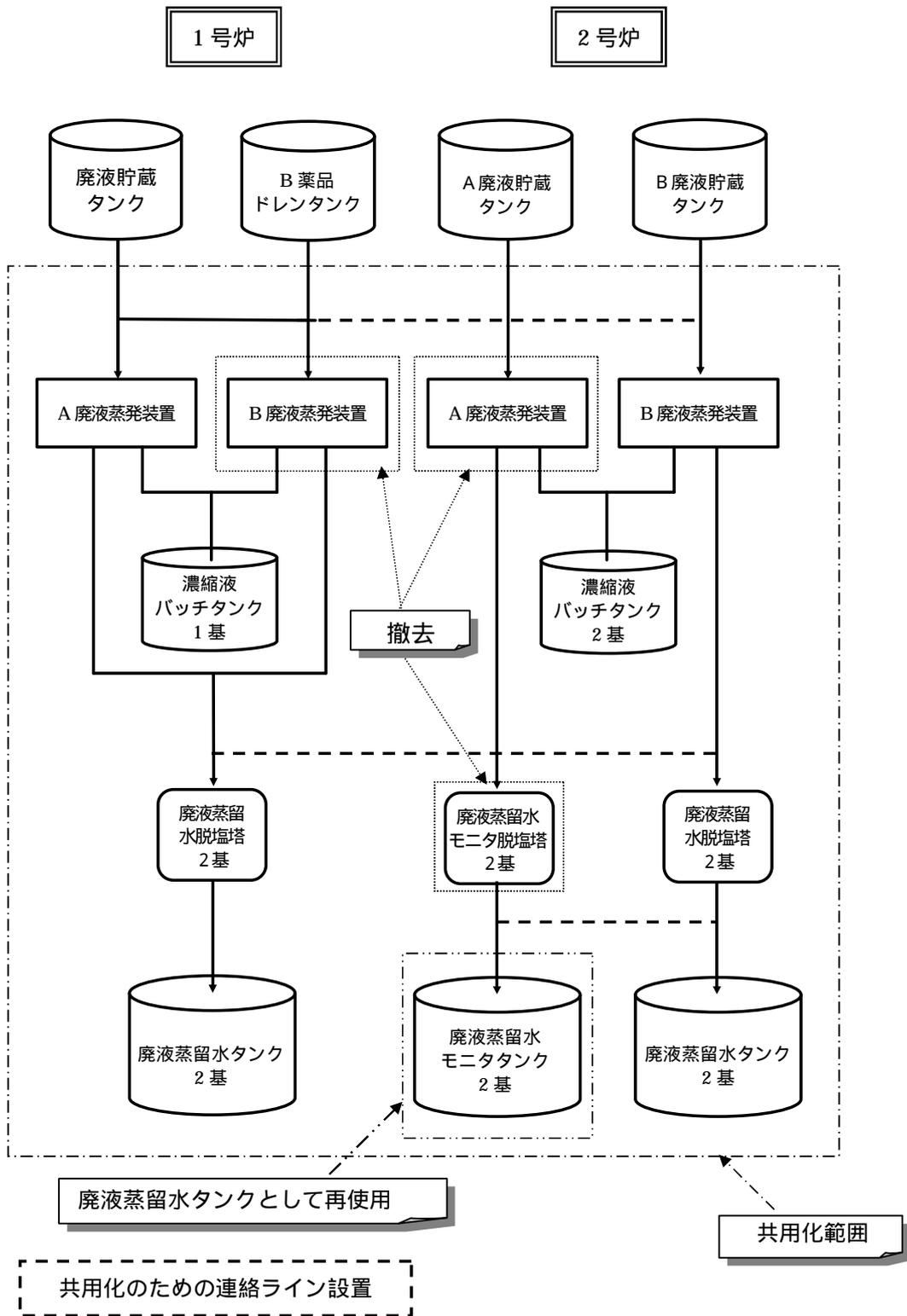
新設する雑固体溶融処理建屋及び増設する固体廃棄物貯蔵庫の設置場所を第5図に示す。

添付資料目次

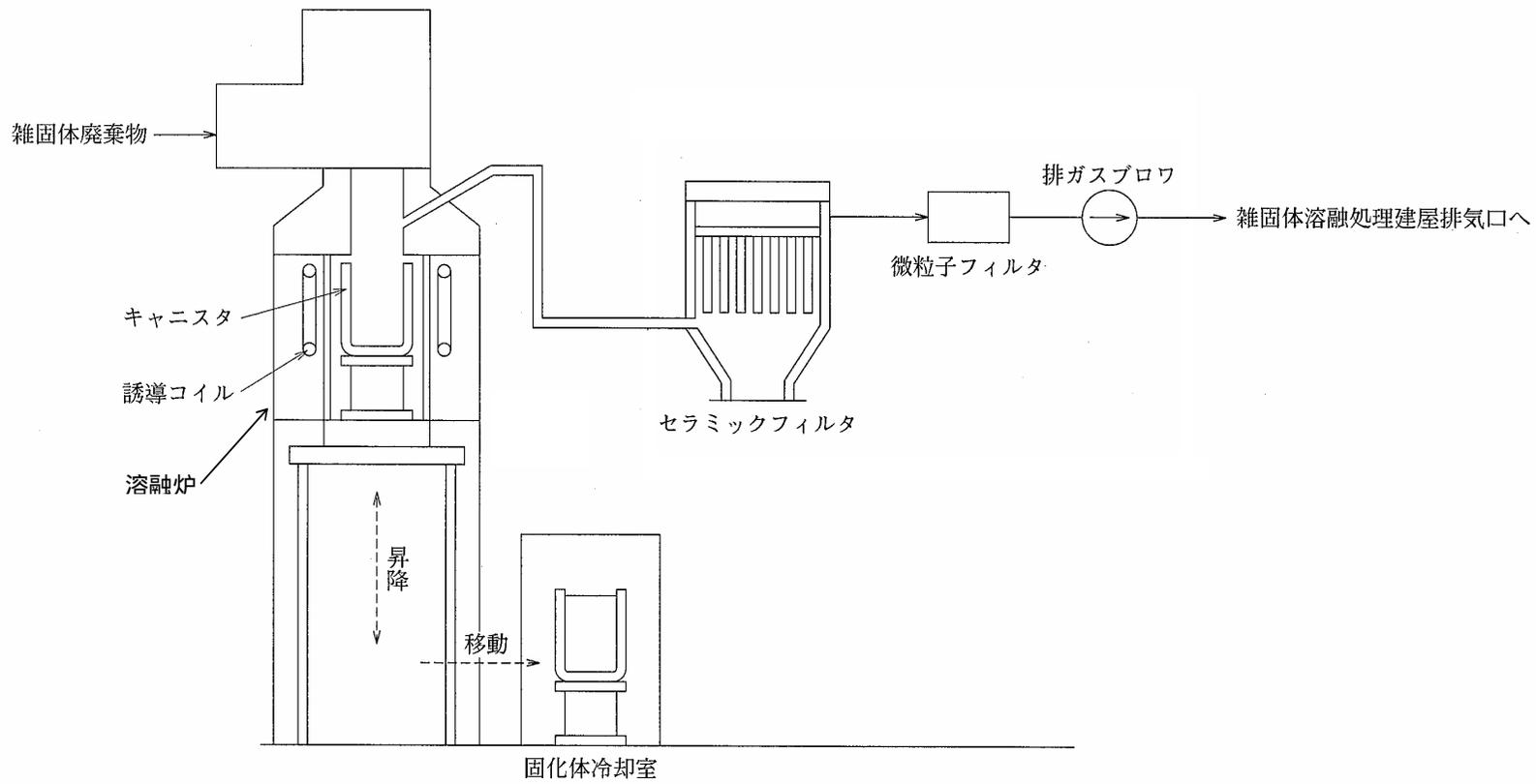
- 第 1 図 気体廃棄物処理設備の共用化概要図
- 第 2 図 液体廃棄物処理設備の共用化概要図
- 第 3 図 雑固体溶融処理設備概要図
- 第 4 図 使用済樹脂貯蔵タンクの共用化及び増設概要図
- 第 5 図 雑固体溶融処理建屋及び増設する固体廃棄物貯蔵庫の設置場所
- 第 1 表 工事計画



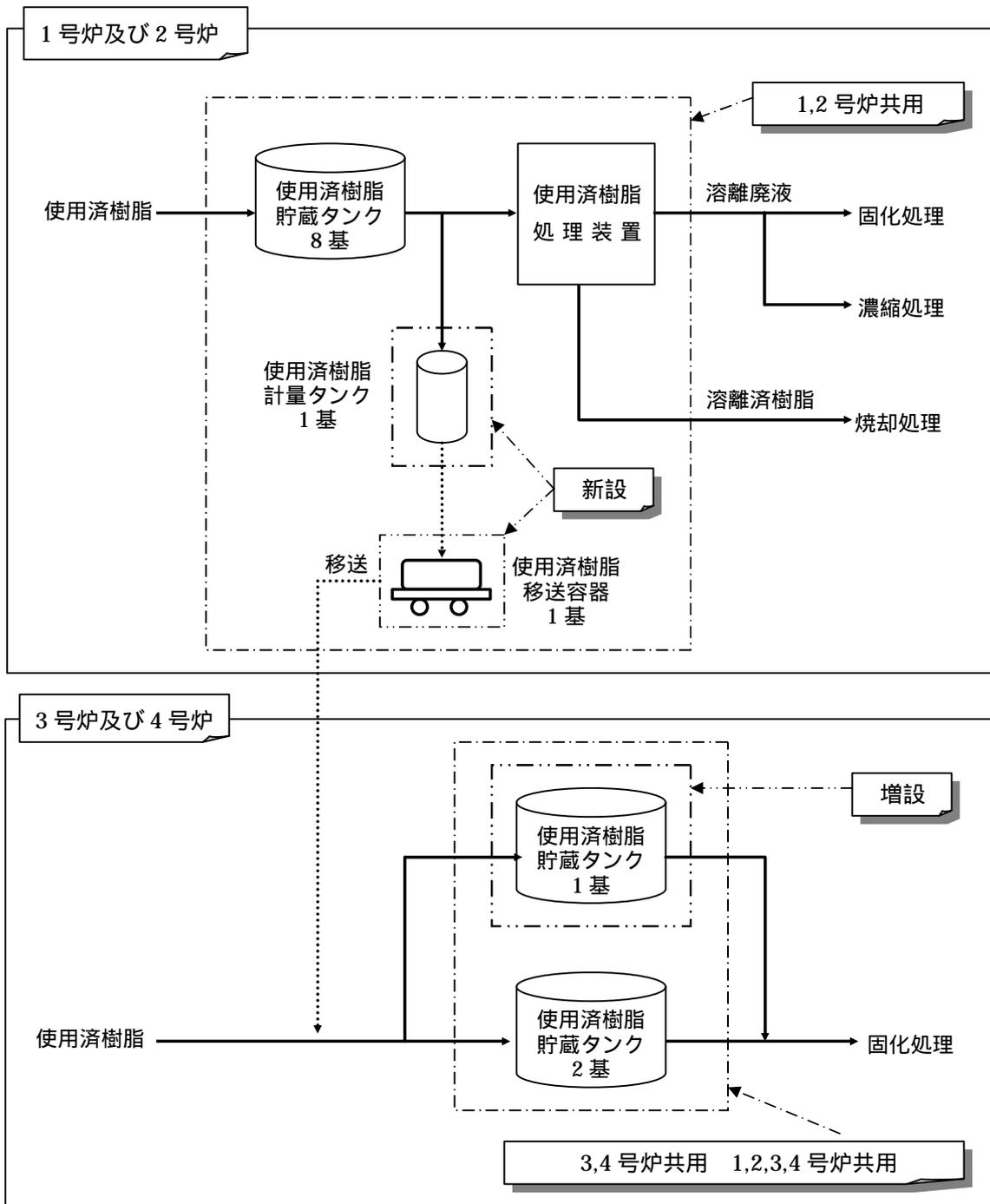
第1図 気体廃棄物処理設備の共用化概要図



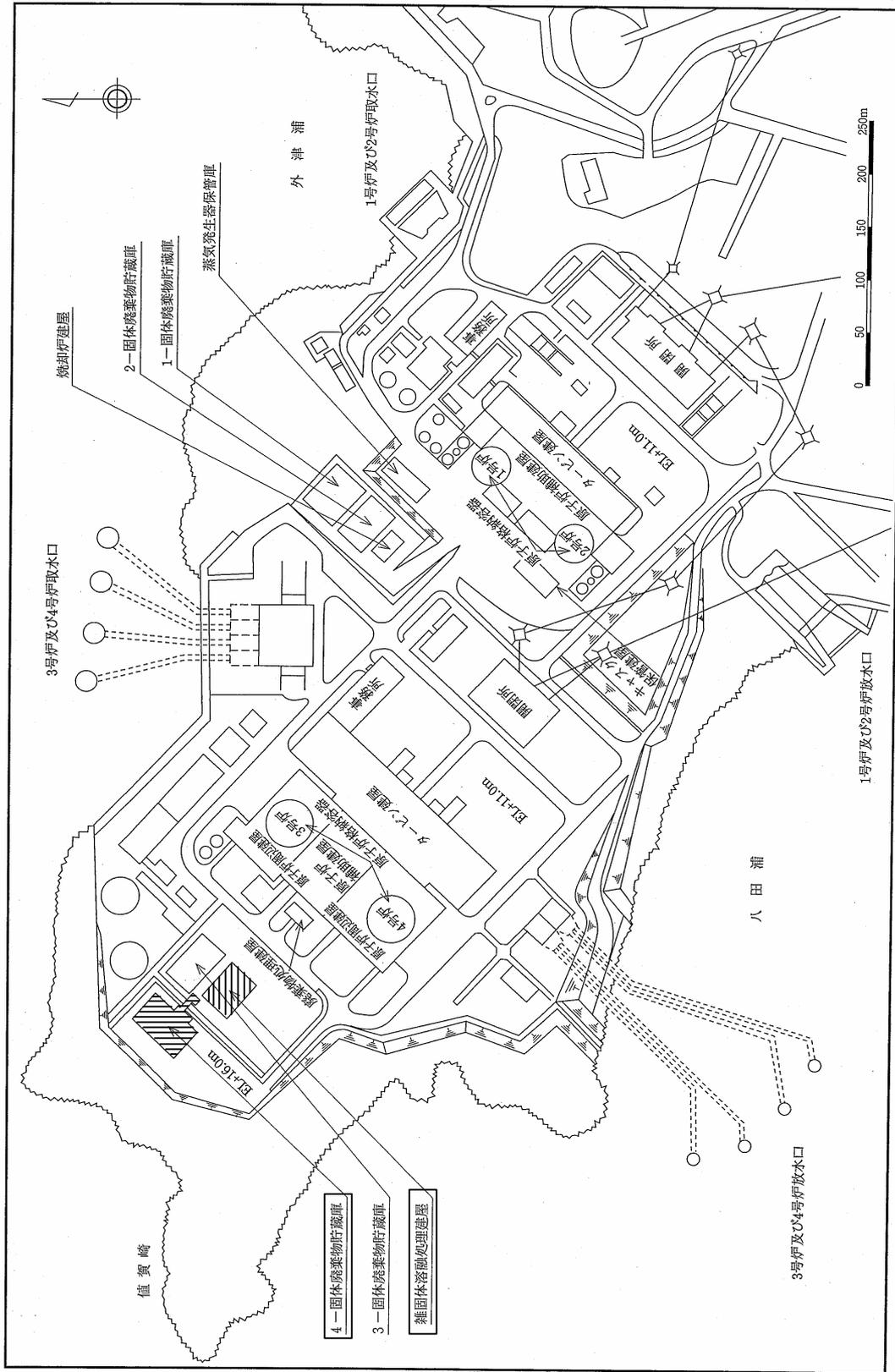
第 2 図 液体廃棄物処理設備の共用化概要図



第3図 雑固体溶融処理設備概要図



第4図 使用済樹脂貯蔵タンクの共用化及び増設概要図



第5図 雑固体溶融処理建屋及び増設する固体廃棄物貯蔵庫の設置場所

第1表 工事計画

年(平成)	2002(14)												2003(15)												2004(16)												2005(17)												2006(18)												2007(19)												2008(20)												2009(21)					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6																																										
項目																																																																																										
気体及び液体廃棄物 廃棄設備共用化及び 撤去工事 (1号及び2号炉共用)																																																																																										
雑固体溶融処理設備 設置工事 (1号、2号、3号 及び4号炉共用)																																																																																										
使用済樹脂貯蔵 タンク共用化及び 増設工事 (1号、2号、3号 及び4号炉共用)																																																																																										
固体廃棄物貯蔵庫 増設工事 (1号、2号、3号 及び4号炉共用)																																																																																										